

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

奥山工場飛灰運搬業務

2 業務概要

奥山工場から山口エコテック株式会社の施設（以下「セメント原料化施設」という。）へ飛灰の運搬を行う。

3 実施場所

奥山工場（下関市大字井田字桑木 10378 番地）からセメント原料化施設（周南市晴海町 7 番 46）まで

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 予定運搬量 2, 265 トン

予定運搬量に達した時点で、本業務は完了するものとする。また、市の都合により予定運搬量を変更することがある。

6 業務内容

- (1) 受託者は、奥山工場からセメント原料化施設まで飛灰を運搬し指定場所に荷下ろしする。
- (2) セメント原料化施設での飛灰の抜取作業は、セメント原料化施設の従業員が行う。

7 運搬条件

- (1) 飛灰の性状及び取扱い

ア 性状

廃棄物をストーカ式焼却炉で焼却したときに発生する飛灰をバグフィルタにて捕集したもので、消石灰及び活性炭を含む。

イ 比重 約 0.45～0.55

ウ 取扱い

特別管理一般廃棄物として取扱うこと。

(2) 運搬車両 粉粒体運搬車

運搬車両が、奥山工場の飛灰搬出設備室の出入口（高さ 3.5m）に干渉しないよう注意すること。

(3) 運搬経路 指定しない

(4) 積載方法

奥山工場の飛灰貯留槽（84m³（170t 炉）、60m³（180t 炉））から飛灰を飛散させないように注意して粉粒体運搬車へ積込む。

(5) 運搬回数 各貯留槽につき週 5 回程度（日曜日を除く）

ただし、市の都合により運搬回数を変更することがある。

(6) 搬出及び搬入時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（日曜日を除く）

ただし、上記により難しい場合は、市と受託者協議により決定する。

8 業務計画

受託者は、契約後速やかに以下の内容について、業務計画書を作成し提出すること。

(1) 組織

ア 業務体制表

イ 緊急連絡体制表

(2) 運搬計画

ア 運搬車両に関する書類（車両リスト、車検証等）

イ 乗務員に関する書類（乗務員リスト、運転免許証の写し等）

ウ 運搬ルート

エ 運搬スケジュール

(3) 安全管理計画

ア 安全衛生管理体制表

イ 安全対策

(4) その他必要となる書類

9 連絡調整

- (1) 市は、飛灰の運搬計画表を事前にファクシミリにより受託者へ送信する。受託者は、運搬計画表に搬出時間、車番及び乗務員を記載し市へ返信する。
- (2) 市の都合により運搬日時を変更する場合は、速やかに受託者へ連絡する。

10 運搬量の確認方法

飛灰の運搬量は、セメント原料化施設が発行する計量証明により確認するものとするが、奥山工場での搬出時の計量確認も実施し、必要に応じて市と受託者双方が立会いの上、照合する。

11 完了報告

受託者は、毎月の業務の実施を完了したときは、速やかに完了報告書を市に提出しなければならない。なお、毎月の業務完了については月末までにセメント原料化施設へ運搬した数量とする。

12 遵守事項

- (1) 業務実施に当たっては、以下の各関係法令等を遵守すること。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - イ 労働基準法
 - ウ 道路交通法
 - エ 貨物利用運送事業法
 - オ 道路運送法
 - カ 山口県条例
 - キ 下関市条例
 - ク その他関係法令
- (2) 受託者は、関係機関から各法令に基づく改善命令及び措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応するとともに、内容等を書面により遅滞なく市に報告すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。

- (4) 受託者は、請負業者賠償責任保険等に参加すること。
- (5) 受託者の責めに帰すべき事由によって、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を賠償すること。
- (6) 搬出及び搬入は、午前8時30分から午後5時までに完了すること。ただし、交通事情等の受託者の責めによらない事由により、やむを得ず上記の時間までに完了できない場合は、市に連絡すること。
- (7) 運搬中は、道路交通法及び関係法令を遵守し、交通事故及び過積載の防止に努めること。また、法定速度を厳守し、奥山工場構内では20km/h以下で走行すること。
- (8) 運搬中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分に配慮し、マンホール等を密閉し、道路等への飛灰の飛散防止に努めること。
- (9) 運搬車両は、日常点検及び定期整備を十分に行うこと。
- (10) 業務実施中に事故、故障等が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を講じるとともに市へ報告すること。
- (11) 運搬車両の故障等に備え、緊急整備体制を整えておくこと。
- (12) 業務実施に伴う関係各所との連絡調整は、受託者にて行うこと。
- (13) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (14) 仕様書等に定める市への完了報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。